

身体障害者等減免適用範囲表

障害の区分		障害の程度		
		○身体障害者等が自ら運転する場合 ○身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合 ○身体障害者等を常時介護する者が運転する場合		
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級までの各級及び4級の1		
	聴覚障害	2級及び3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2		
	下肢不自由	1級～6級までの各級		
	体幹不自由	1級～3級までの各級及び5級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級及び2級	
		下肢機能	1級～6級までの各級	
	心臓機能障害	1級及び3級		
	腎臓機能障害	1級及び3級		
	呼吸器機能障害	1級及び3級		
	膀胱機能障害	1級及び3級		
	直腸機能障害	1級及び3級		
	小腸機能障害	1級及び3級		
	肝臓機能障害	1級～3級までの各級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症及び1項～4項までの各項症		
	聴覚障害	特別項症及び1項～4項までの各項症		
	平衡機能障害	特別項症及び1項～4項までの各項症		
	音声機能障害	特別項症、1項及び2項（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上肢不自由	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	下肢不自由	特別項症及び1項～6項までの各項症		
	体幹不自由	特別項症及び1項～6項までの各項症		
	心臓機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	腎臓機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	呼吸器機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	膀胱機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
戦傷病者手帳	直腸機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	小腸機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
	肝臓機能障害	特別項症及び1項～3項までの各項症		
療育手帳	A1 及び A2			
精神障害者保険福祉手帳	1級			